

わが社の運輸マネジメントの取り組み

平成30年度（平成30年7月1日～平成31年6月30日）

A

毎年度等、下記の具体的な取組方を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方を立てたときに掲示し直します。

● わが社の事故防止のための安全方針

・「安全は、全てにおいて優先する」を認識し、環境にやさしい事業活動を通して地域社会に貢献します。

● 社内への周知方法

- ・社内へ掲示する。（事務所・控室・休憩所）
- ・「運転手における13の心得」をもとに教育訓練を行う。

● 安全方針に基づく目標

- ・「車両・人身事故をゼロにしよう」
- ・「全社員で交通違反を無くそう」

● 目標達成のための計画

- ・安全教育計画：ヒヤリハット情報の交換をする。月に1回安全教育を実施する。
- ・1年に一度運転記録証明を提出していただき、優秀者は表彰する。

● わが社における安全に関する情報交換方法

- ・朝礼・昼ミーティング・終礼において輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と開催する。

● わが社の安全に関する反省事項

- ・平成29年度の内部チェックは、6月に実施。「安全方針に基づく目標」及び「目標達成のための計画」共に達成している。

● 反省事項に対する改善方法

- ・達成したことに満足せず、常に基本を大切に、安全教育を実施する。

B

毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況

目標	平成29年度結果	平成30年度目標
車両・人身事故をゼロにしよう	0件	0件
全社員で交通違反を無くそう	0件	0件

● わが社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成29年度発生件数	0件	0件
------------	----	----

● わが社の事故に関する情報

平成29年度重大事故発生件数	0件	0件
----------------	----	----

(注)輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等(写)、改善報告書(写)を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。